

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月23日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された「会計年度末における日切れ扱いの地方税法等の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと」について、次のとおり専決処分をする。

葉山町税条例の一部を改正する条例

（別 紙）

令和 8 年 3 月 31 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

葉山町条例第 号

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第26条の2第1項中「三輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ」を「軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。）に対し、その所有者に」に改める。

第26条の3から第26条の6までを削る。

第27条（見出しを含む。）、第28条（見出しを含む。）及び第29条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第30条を次のように改める。

（軽自動車税に関する申告）

第30条 軽自動車税の納税義務者は、軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則に定める様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則に定める様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則に定める様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則に定める様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則に定める様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則に定める様式による申告書を町長に提出しなければならない。

第31条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第32条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項第2号中「身体障害者等が所有」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者又は精神保健

及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下これらを「身体障害者等」という。）が所有」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第33条第1項中「呈示」を「提示」に改め、同条第2項中「法第443条第3項」を「法第443条第2項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第5項中「第30条第2項」を「第30条第3項」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第11項及び第12項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15項の前の見出し及び同項から第18項まで、第19項、第20項並びに附則第21項の前の見出し及び同項から第23項までを削る。

附則第24項の前の見出し及び同項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第25項中「規定する」を「掲げる」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和3年度分の種別割」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税」に改め、同項を附則第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号アb中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号アc中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

附則第26項から第30項まで並びに附則第31項の前の見出し及び同項から第33項までを削り、附則第34項を附則第18項とし、附則第35項を附則第19項とし、附則第36項を附則第20項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の葉山町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
（葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正）
- 5 葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例（平成10年葉山町条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

条例の概要

題名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

環境性能割が廃止されることに伴い、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- (2) 新条例の軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の軽自動車税について適用し、令和7年度分までについては、なお従前の例によることとした。
- (3) 環境性能割が廃止されたことに伴い、葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例に規定していた環境性能割の延滞金の徴収の特例を削ることとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p>	<p>○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p>
<p>(納税証明事項等)</p>	<p>(納税証明事項等)</p>
<p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>2 (略) (軽自動車税の納税義務者等)</p>	<p>2 (略) (軽自動車税の納税義務者等)</p>
<p>第26条の2 軽自動車税は、<u>軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。）</u>に対し、その所有者に</p>	<p>第26条の2 軽自動車税は、<u>三輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。）</u>に対し、当該三輪以上の</p>
	<p>軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ課する。</p>
<p>課する。</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略) (環境性能割の課税標準)</p>
<p>(削る)</p>	<p>第26条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</p>
	<p>(環境性能割の税率)</p>
<p>(削る)</p>	<p>第26条の4 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める率とする。</p>
	<p>(1) <u>法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの</u> 100分の1</p>

改正後	改正前
(削る)	<p>(2) <u>法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> (<u>環境性能割の申告納付</u>)</p> <p>第26条の5 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)</u>は、<u>法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u> (<u>環境性能割の減免</u>)</p>
(削る)	<p>第26条の6 <u>町長は、次の各号のいずれかに該当する三輪以上の軽自動車のうち、必要があると認めるものについては、その取得者に課する環境性能割を減免することができる。</u></p> <p>(1) <u>公益のため直接専用するものと認められる軽自動車</u></p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(以下これらを「身体障害者等」という。)</u>が取得する軽自動車(身体障害者等と生計を一にする者が取得する軽自動車を含む。)で、<u>当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)</u>のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで</p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第27条 軽自動車等のうち商品であって使用しないものについては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第28条 <u>軽自動車税</u>の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の納期)</p> <p>第29条 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税に関する申告</u>)</p> <p>第30条 軽自動車税の納税義務者は、軽自動車等の所有者又は使用者（以下「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則に定める様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則に定める様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</u></p>	<p>構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(3) <u>その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車</u></p> <p>(4) <u>その他特別の理由があると認められる軽自動車</u></p> <p>2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による環境性能割の減免について準用する。</p> <p>(<u>種別割</u>の課税免除)</p> <p>第27条 軽自動車等のうち商品であって使用しないものについては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第28条 <u>種別割</u>の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の納期)</p> <p>第29条 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>種別割に関する申告</u>)</p> <p>第30条 <u>種別割</u>の納税義務者は、軽自動車等の所有者又は使用者（以下「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）となった日から15日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書及びその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>主たる定置場の所在地</u></p> <p>(2) <u>所有者等の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(3) <u>軽自動車等の種別、車名、形状、用途、年式及び形式並びに原動機の型式</u></p>

改正後	改正前
<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則に定める様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則に定める様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>	<p>(4) <u>原動機の総排気量又は定格出力</u> (5) <u>軽自動車又は二輪の小型自動車にあっては、車両番号</u> (6) <u>軽自動車等の所有者等となった日</u> (7) <u>その他町長において必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車等の所有者等でなくなった日その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u></p>
<p>3 <u>軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則に定める様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則に定める様式による申告書を町長に提出しなければならない。</u></p>	<p>3 <u>第1項の申告書を提出した者は、同項各号(第6号を除く。)のいずれかに変更を生じた場合は、その理由が生じた日から15日以内に、当該変更に係る事項及びその理由が生じた日その他町長において必要と認められる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(軽自動車税に関する報告)</p> <p>第31条 法第444条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に、当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の賦課徴収に関し、必要な事項を町長に報告しなければならない。</p>	<p>(種別割 _____ に関する報告)</p> <p>第31条 法第444条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に、当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する<u>種別割 _____</u>の賦課徴収に関し、必要な事項を町長に報告しなければならない。</p>
<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、当該軽自動車等の所有者等に課する<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定によ</u></p>	<p>(種別割 _____ の減免)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、当該軽自動車等の所有者等に課する<u>種別割 _____</u>を減免することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>身体障害者等が所有</u></p>

改正後	改正前
<p>り身体障害者手帳の交付を受けた者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(以下これらを「身体障害者等」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p>	<p>する軽自動車等(身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p>
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による<u>軽自動車税</u>の減免について準用する。</p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による<u>種別割</u>の減免について準用する。</p>
<p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第33条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下「原動機付自転車等」という。)の所有者又は使用者となった者は、町長に対し、第30条第1項の申告書を提出する際、当該原動機付自転車等の<u>提示</u>(町長が、当該原動機付自転車等の<u>提示</u>に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>法第443条第2項</u>ただし書又は法第445条の規定によって、<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けな</p>	<p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第33条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下「原動機付自転車等」という。)の所有者又は使用者となった者は、町長に対し、第30条第1項の申告書を提出する際、当該原動機付自転車等の<u>呈示</u>(町長が、当該原動機付自転車等の<u>呈示</u>に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>法第443条第3項</u>ただし書又は法第445条の規定によって、<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けな</p>

改正後	改正前
<p>ればならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車等が<u>法第443条第2項</u>ただし書又は<u>法第445条</u>の規定によって、<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p>	<p>ればならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車等が<u>法第443条第3項</u>ただし書又は<u>法第445条</u>の規定によって、<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>5 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車等の所有者又は使用者でなくなった者は、町長に対し、<u>第30条第3項</u>の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>5 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車等の所有者又は使用者でなくなった者は、町長に対し、<u>第30条第2項</u>の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>7・8 (略)</p>	<p>7・8 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～10 (略)</p>	<p>1～10 (略)</p>
<p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>11 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>11 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>

改正後	改正前
<p>する者がすべき申告)</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>する者がすべき申告)</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p>(環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>15 <u>環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第5条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>16 <u>神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>17 <u>神奈川県知事は、当分の間、第15項の規定により賦課徴収を行う環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを第26条の5第1項に規定する申告納付の期限（申告納付の期限の延長があったときは、その延長された申告納付の期限）後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手</u></p>

改正後	改正前									
	<p>段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する。</p>									
(削る)	<p>18 前項の規定の適用がある場合における納付すべき環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(環境性能割の課税免除)</p>									
(削る)	<p>19 当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。</p> <p>(環境性能割の減免の特例)</p>									
(削る)	<p>20 当分の間、第26条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>(環境性能割の税率の特例)</p>									
(削る)	<p>21 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第26条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 1203 2069 1342"> <tbody> <tr> <td>第26条の4第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第26条の4第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第26条の4第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table>	第26条の4第1号	100分の1	100分の0.5	第26条の4第2号	100分の2	100分の1	第26条の4第3号	100分の3	100分の2
第26条の4第1号	100分の1	100分の0.5								
第26条の4第2号	100分の2	100分の1								
第26条の4第3号	100分の3	100分の2								
(削る)	<p>22 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第26条の4第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とす</p>									

改正後	改正前
<p>(削る)</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>15 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に限り、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="174 759 1066 839" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>	<p>る。</p> <p>23 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。</p> <p>(種別割____の税率の特例)</p> <p>24 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割____に限り、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="1173 759 2065 839" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>
<p>16 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="174 1110 1066 1190" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>	<p>25 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和3年度分の種別割____に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="1173 1110 2065 1190" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>
<p>(削る)</p>	<p>26 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲</p>

改正後	改正前																																
(削る)	<p>げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 256 2069 496"> <tr> <td data-bbox="1173 256 1547 304">第28条第2号ア</td> <td data-bbox="1547 256 1809 304">3,900円</td> <td data-bbox="1809 256 2069 304">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 304 1547 352"></td> <td data-bbox="1547 304 1809 352">6,900円</td> <td data-bbox="1809 304 2069 352">3,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 352 1547 400"></td> <td data-bbox="1547 352 1809 400">10,800円</td> <td data-bbox="1809 352 2069 400">5,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 400 1547 448"></td> <td data-bbox="1547 400 1809 448">3,800円</td> <td data-bbox="1809 400 2069 448">1,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 448 1547 496"></td> <td data-bbox="1547 448 1809 496">5,000円</td> <td data-bbox="1809 448 2069 496">2,500円</td> </tr> </table> <p>27 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 767 2069 1007"> <tr> <td data-bbox="1173 767 1547 815">第28条第2号ア</td> <td data-bbox="1547 767 1809 815">3,900円</td> <td data-bbox="1809 767 2069 815">3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 815 1547 863"></td> <td data-bbox="1547 815 1809 863">6,900円</td> <td data-bbox="1809 815 2069 863">5,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 863 1547 911"></td> <td data-bbox="1547 863 1809 911">10,800円</td> <td data-bbox="1809 863 2069 911">8,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 911 1547 959"></td> <td data-bbox="1547 911 1809 959">3,800円</td> <td data-bbox="1809 911 2069 959">2,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 959 1547 1007"></td> <td data-bbox="1547 959 1809 1007">5,000円</td> <td data-bbox="1809 959 2069 1007">3,800円</td> </tr> </table>			第28条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	第28条第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第28条第2号ア	3,900円	2,000円																															
	6,900円	3,500円																															
	10,800円	5,400円																															
	3,800円	1,900円																															
	5,000円	2,500円																															
第28条第2号ア	3,900円	3,000円																															
	6,900円	5,200円																															
	10,800円	8,100円																															
	3,800円	2,900円																															
	5,000円	3,800円																															
(削る)	<p>28 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、第25項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																																
(削る)	<p>29 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては、当該初回車両番号指定を受けた日の属する</p>																																

改正後	改正前
(削る)	<p>年度の翌年度分の種別割に限り、第26項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>30 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、第27項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（種別割の賦課徴収の特例）</p>
(削る)	<p>31 町長は、種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が第25項から前項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
(削る)	<p>32 町長は、納付すべき種別割の額について不足額があることを第29条の納期（納期の延長があったときは、その延長された納期）後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定（第30条及び第31条の規定を除く。）を適用する。</p>
(削る)	<p>33 前項の規定の適用がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

改正後	改正前
<p>17 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号アb中「3,900円」とあるのは、「2,000円」と、同号アc中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>（寄附金税額控除の特例の対象となる放棄）</p>	<p>(新設)</p> <p>34 （略）</p> <p>（大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>
<p>18 （略）</p> <p>（大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>	<p>35 （略）</p> <p>（大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用におけるマンション管理組合管理者等からの申告）</p>
<p>19 （略）</p> <p>（大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用におけるマンション管理組合管理者等からの申告）</p>	<p>36 （略）</p>
<p>20 （略）</p>	<p>36 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の葉山町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
（葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正）
- 5 葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例（平成10年葉山町条例第29号）の一部を次のように改正する。
附則第5項を削る。

葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例 平成10年12月21日条例第29号</p> <p>附 則 1～4 (略)</p>	<p>○葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例 平成10年12月21日条例第29号</p> <p>附 則 1～4 (略) <u>(環境性能割の延滞金の徴収の特例)</u></p> <p><u>5 葉山町税条例(昭和50年葉山町条例第25号)に規定する環境性能割の延滞金の徴収は、当分の間、神奈川県が、自動車税の環境性能割の延滞金の徴収の例により行うものとする。</u></p>